

ほっ

No. 08

TOSYOKAN

HOT な情報が満載！

topic

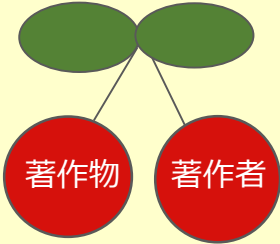
★知っておこう！著作権法

★ブックログ、はじめました（工学部図書館）

知っておこう！著作権法

実は図書館と密接な関係にある著作権法。図でわかりやすく説明します。

全ての作品（＝著作物）には必ず著作者がいます。



（著作権法第二条一項）
著作物 思想又は感情を創作的に表現したものであつて、文芸、学術、美術又は音楽の範囲に属するものをいう。

（著作権法第二条二項）
著作者 著作物を創作する者をいう。

もしも著作物が他人に無断で使用されたら・・・



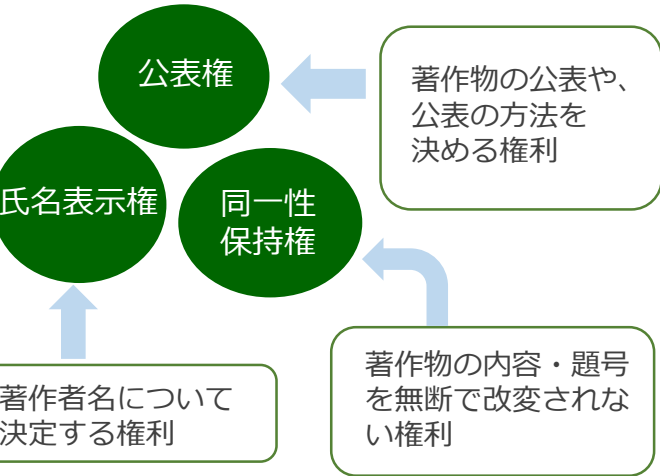
著作者が著作物に注ぎ込んだものが侵害されてしまうのです。



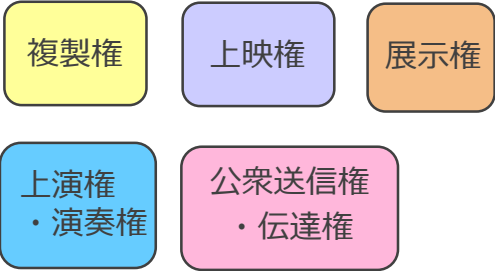
そこで、著作物と著作者を守るのが **著作権法** なのです！

著作権法で定められている著作者の権利には、著作者人格権と著作権（財産権）とがあります。

著作者人格権
→人格的な利益を保護します。



著作権（財産権）
→財産的な利益を保護します。



この他に、頒布（はんぷ）権、譲渡権、貸与権、翻訳権・翻案権、二次的著作物の利用権があります。

それでは、具体的に著作権法は図書館とどのような点で関わっているのか？
皆さんに身近な複写（コピー）に関する著作権法をQ&A方式で紹介します。

Q1

なんでコピーをしていいものとしてはいけな
いものがあるの？



著作者に経済的損失を与えないように
との配慮によるものです。



図書の場合、個人の著作物については「著作者の死後50年が経過するまで」（著作権法第五十一条第二項）、団体名義の著作物については「著作物の公表後50年を経過するまで」（著作権法第五十三条第一項）がそれぞれ著作権による保護期間となっており、この間は全文コピー不可ということになります。

定期刊行物（新聞・雑誌等）に掲載されている個々の著作物（記事）について全文コピーが可能なのは、「発行後相当期間を経過した」ものとしています。（著作権法第三十一条一項一号）

ただし、図書や最新号の雑誌記事でも**一部分**だけならコピーができます。

Q2

「一部分」って、
具体的にはどれく
らい？



「**全体の半分以下**」となっています。



各資料の「一部分」

- ・ 図書（論文集など複数の著作物の編集物を除く）→全体の半分以下
 - ・ 新聞→個々の記事の半分以下（ただし、発行後相当期間経過した定期刊行物となった場合、個々の記事全部）
 - ・ 論文集など→個々の論文等の半分以下
 - ・ 画集、写真集→1作品の半分以下
 - ・ 短篇集→個々の作品の半分以下
 - ・ 俳句、短歌、詩→1句、1首、1編の半分以下
 - ・ 地図（1枚もの）→全体の半分以下
 - ・ 地図帳→個々の地図の半分以下
- （『大学図書館における著作権問題Q&A（第8版）』より）
http://www.janul.jp/j/documents/coop/copyrightQA_v8.pdf

Q3

図書館の資料でない
ものをコピーしたい
んだけど…。



持ち込んだ資料、ノートはコピーできません。



著作権法第三十一条第一項で、図書館のコピー機で複製をしてもよいものは「**図書館等の図書、記録その他の資料**」と定められています。それ以外の資料のコピーは不可となります。

ブックログ、はじめました！

(工学部図書館)

工学部図書館では、ウェブ上に
本棚を作るサービス「ブックログ」で
新着図書の紹介をしています。
ブックログの本棚で紹介されている本の
表紙をクリックすることで、
請求記号が表示されます。

◆ブックログとは

ブックログはウェブ上に自分の本棚を
つくるサービスです。
好きな本を登録して感想を書いたり、
気になる本の感想を読めます。
お気に入りの本棚をフォローすると
好みに合った新しい本に出会えるかも
しれません。

◆注意事項

ブックログは図書館外部のサイトです。
図書館の本棚の表示以外の
各機能については、広告等を含め、
各自の責任において閲覧、
ご利用頂くようお願いいたします。

